

岩国市監査告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき監査を執行し、同条第 9 項の規定により監査の結果に関する報告を決定したので、次のとおり公表します。

平成 29 年 2 月 15 日

岩国市監査委員 氏 木 一 行

岩国市監査委員 山 本 修

岩国市監査委員 藤 本 泰 也

1 監査の対象

環境部（環境保全課・環境事業課・環境施設課・下水道課・下水道施設課・焼却施設建設事務所）

産業振興部（商工振興課・観光振興課・錦帯橋課・生産流通課・農林振興課・水産港湾課）

2 監査の実施期間

平成 28 年 12 月 8 日から平成 29 年 2 月 1 日まで

3 監査の手続

監査に当たっては、主として平成 28 年度の財務に関する事務（予算の執行、収入、支出、契約、現金等の出納と保管、財務管理等の事務）の執行について、事前に関係部局から必要な資料の提出を求め、監査当日に関係職員から説明聴取などを行い、法令に基づいて、適正かつ効率的、合理的に行われたかを主眼として実施した。

4 監査の結果

平成 28 年度の財務等に関する事務事業の執行処理状況については、関係法令等に基づいて、おおむね適正かつ効率的、合理的に行われていると認めた。

ただし、環境保全課において公用車の無車検車・無保険車運行という法令に反する状態であったことが確認された。

5 意見

(1) 共通事項

車両を管理する部署においては、法令順守を徹底し、車検満了日を忘失することのないよう適切な対策を講じることで、同様の事態における再発防止を図っていただきたい。